

委員からの主な質問と意見

Q 質疑 A 回答 O 意見



福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

- Q 委員** 集約前保管場所の18カ所について、確認していないということだが、全ての測定結果が示されていない中で、安全とは言い切れないのではないかと。
- A 北海道** 集約前保管場所における保管状況については、書類の閲覧により確認している。測定は行っていないが、集約後に測定すると国から説明を受けている。

高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針について

- Q 委員** 計画的処理完了期限後に、対象物が出てこないとは思えない。どのように対応していくのか。
- A 環境省** 掘り起こし調査を確実に実施し、JESCOに早期に処理委託されるように取り組むことが重要と考えている。

その他

- Q 委員** 対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について、スケジュール通りに行かないのではないかと。輸送手段についてはどのように進める予定か。
- A 環境省** スケジュールは見直しをしており、お示しするところに至っていない。JESCOの操業状況を見ながら、地元と相談し、進めていきたいと考える。輸送手段については、鉄道貨物による輸送を中心に考えており、検討している状況。



ご存知ですか？ 高濃度 PCB 廃棄物は以下の期限までに処理を委託することが必要です！

変圧器・コンデンサー **令和 4 (2022) 年 3 月末日まで**

安定器及び汚染物等 **令和 5 (2023) 年 3 月末日まで (あと1年1ヶ月)**

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ



中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所

〒050-0087 室蘭市仲町14番7
電話：0143-22-3111 (代表) FAX：0143-22-3001
HP：http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html

PCB処理情報センター

〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8
電話：0143-23-7015
開館日：月～金 9:00～16:30 (土日祝・年末年始休館)

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ



北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111 (内線24-325) FAX：011-232-4970
E-mail：kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp HP：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.html



室蘭市 生活環境部 環境課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 電話：0143-22-1481 FAX：0143-22-7148
E-mail：kankyou@city.muroran.lg.jp HP：http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb_top.html



回																				
覧																				

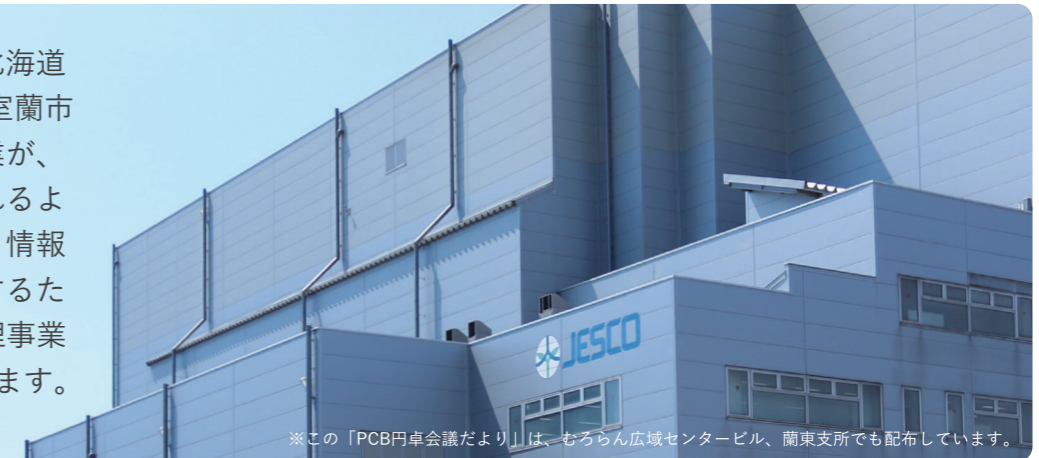
PCB 円卓会議だよりや監視円卓会議資料は、北海道および室蘭市のホームページでもご覧いただけます。

令和4年3月発行 **第54号**

PCB 円卓会議だより

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議だより

北海道及び室蘭市では、北海道 PCB 処理事業所 (JESCO) が室蘭市仲町で操業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。



※この「PCB円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。

第54回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和4年2月7日、PCB処理情報センターにおいて、第54回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計10名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理についての質疑応答や、トラブル事象、北海道事業エリアの処理の見通しなどの説明が行われました。



● 会議の概要

1 議事録について

第52、53回監視円卓会議の議事録が承認されました。

2 福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

北海道から、福島県対策地域内高濃度PCB廃棄物の処理について、今までの経緯と国が示す処理方針を妥当と認めた経緯等について説明を行いました。

3 高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針について

環境省から、高濃度PCB廃棄物の処理の見通しと今後の処理方針について説明があり、計画的処理完了期限内の処理が困難な状況についての説明があ

りました。また、あらかじめ設定している事業終了準備期間を活用し、処理するとした方針について関係自治体へ要請した旨の説明がありました。

4 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

JESCOから施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理事業、トラブル事象について説明がありました。また、事務局から環境モニタリング測定結果、入検査についての報告がありました。

5 JESCO北海道事業所 長期保全計画及び長期処理計画について

JESCO北海道事業所から設備更新予定を整理した「長期保全計画」について説明がありました。また、環境省から、令和4年度以降の処理予定量を整理した「長期処理計画」について説明がありました。

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

この度、道は、処理を進めることに理解を求める国からの申し入れに対し、国が示す処理方針を妥当と認め、国に伝えました。道としては、こうした考えに至った経緯や対応状況などについて、広くお知らせするとともに、引き続き、道民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

判断の考え方

- 国による地元住民の皆様への説明やパブリックコメントの実施
- 職員や有識者による現地確認の結果
- 処理の安全性などに関する有識者からのご意見や受入を表明した地元室蘭市の意向など

国への回答

道は、令和3年12月22日、室蘭市とともに環境省を訪問し、国からの申し入れに対し、さきに示された処理方針における安全対策・情報公開等を確実に実施するとともに、次の事項について対応することを求めました。

- 1 事業実施時において、北海道及び室蘭市が必要と認めるときは、立会・調査等に全面的に協力すること。
- 2 JESCO北海道事業所で処理作業に従事する職員には、個人線量計を装着させ、その測定結果を公表すること。
- 3 事業実施時において、事故や異常が発生した場合の対応計画を事前に策定し、公表すること。
- 4 事業実施時及び処理後物の搬出後の一定期間において、空間線量率等のモニタリングを行い、速やかに公表すること。
- 5 放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物について、放射性物質による影響がないことが確認された高濃度PCB廃棄物以外は持ち込まないこと、かつ、処理対象物に東京電力福島第一原子力発電所内で発生したものは含まれないことを確認すること。

環境省からは、これらの事項を確実に履行するとともに、処理方針に従い、地元の生活環境保全に影響を及ぼすことがないよう、安全に処理を進める旨の回答がありました。

詳細はこちら https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb20211223.html

高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針

	現状と課題	処理完遂に向けた方針
安定器・汚染物等	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州事業所、北海道事業所ともに処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況。 ●現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州事業所における安定器等について、令和5年度まで2年間、処理を継続。 ●北海道事業所についても、事業終了準備期間も処理を行い、令和7年度まで処理を継続。
変圧器・コンデンサー等	<ul style="list-style-type: none"> ●全事業所において計画的処理完了期限までの処理完了をめざし、処理を実施中。 ●JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規発掘に対応するとともに、行政代執行の日程を考慮するため、事業終了準備期間も処理を可能にし、少なくとも令和5年度までは処理を継続。 ●北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサー類の継続保管案件については、令和4年度、5年度に大阪事業所と豊田事業所で広域処理を実施。

処理の進捗状況について

令和3年11月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	変圧器類		コンデンサー類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,154台	4,037台(97.2%)	68,278台	65,138台(95.4%)

注)登録数:令和3年11月末現在。 処理台数:試運転物を含む中間処理完了時点。

増設施設 (プラズマ熔融分解処理)	登録重量	処理状況			処理量計
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	
	10,657,699kg	7,144,935kg	246,300kg	427,036kg	7,818,271kg(73.4%)

注)登録重量:令和3年11月末現在。 処理量:試運転期間(平成25年6月~8月)からの中間処理完了時点。感圧複写紙等には、汚泥、その他PCB汚染物を含む。

○トラブル事象について

前回の監視円卓会議以降、対応を継続していた3件のトラブル事象(公表区分Ⅲ 1件、Ⅳ 2件)について、再発防止対策及び水平展開が完了した旨、JESCOから報告がありました。

○環境モニタリング測定結果について

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

長期保全計画及び長期処理計画について

○長期保全計画

事業終了まで処理設備安全・安定操業を維持するために、平成26年11月に当初施設、平成27年6月に増設施設の長期保全計画を策定し、毎年見直し等を行いながら、計画的に実施しています。

従来報告してきた長期保全計画は計画的処理完了期限までに処理が完了することを前提として計画していました。今回の長期保全計画は今後の掘り起こしなどにより対象物が新たに追加され、仮に事業終了準備期間の終了まで処理を行った場合でもこれまでと同様の安全・安定操業を維持することを想定して令和7年度までを計画しました。なお、今後、処理期間が定められた場合や解体撤去に関する具体的な検討が始まった段階で改めて見直す予定です。

○長期処理計画

今年度に策定した長期処理計画は以下の通りです。

当初施設	(参考:処理実績) 令和2年度以前	計画的処理完了期限→			事業終了準備期間→		合計 [単位:台] (令和4年度以降)
		令和3年度 見込み	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
変圧器類	3,980	66	43	0			43
同上(東京事業所へ)	5	0	0	0			0
コンデンサー類	63,328	2,600	1,700	1,006			2,706
同上(大阪事業所へ)	70	0	0	0			0
PCB油	963	228	40	0	0		40

※令和2年度までの処理実績は、年度末の中間処理完了ベース。処理量の見込みは令和3年11月時点のJESCO登録量等より。※今後掘り起こしが見込まれる量(コンデンサー:約900台)については、掘り起こしの状況を踏まえて事業終了準備期間も活用し処理する予定であり、上記計画値には含まない。

増設施設	(参考:処理実績) 令和2年度以前	計画的処理完了期限→			事業終了準備期間→		合計 [単位:トン] (令和4年度以降)
		令和3年度 見込み	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
安定器及び汚染物等	3,410	283	436	0	0		436
同上(東京事業エリア)	3,073	882	564	850	659		2,073
合計	6,483	1,165	1,000	850	659		2,509

※令和2年度までの処理実績は、年度末の中間処理完了ベース。処理量の見込みは令和3年11月時点のJESCO登録量等より。缶重量を含まない。※処理促進策(安定器の仕分け、分離処理)による処理量も含む。処理促進策の状況等により今後変更する可能性がある。※汚染物の無害化処理認定施設での処理量は含まない。※今後掘り起こしが見込まれる量(安定器:約700トン)については、掘り起こしの状況を踏まえて事業終了準備期間も活用し処理する予定であり、上記計画値には含まない。